

委託事業主の皆様へ (令和7年度)

事務組合は、労働保険料の申告及び納付並びに各種届出などの労働保険事務を事業主に代わって行っておりますので、常に事務組合との連絡を密にするとともに、次のことに注意してください。

1 労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険をまとめた総称であり、業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償（労災保険）、失業した場合の給付（雇用保険）等を行う制度です。労働保険は、**法人・個人を問わず労働者を一人でも使用している事業主は必ず加入することが義務づけられています。**

2 労働保険の年度更新とは

労働保険料は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間を単位（これを「保険年度」といいます。）として計算します。労災保険はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、また雇用保険は被保険者に該当する労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められたそれぞれの保険料率を乗じて算定します。

まず保険年度の当初に概算で労働保険料を申告・納付しておき、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算するという方法をとります。この前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料の申告・納付の手続きが「年度更新」となります。

なお、実際の手続きとしては

- ① 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」、（建設の事業においては、「一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表」）を事務組合が指定する期日までに提出してください。
- ② 保険料等の納付は、事務組合が指定する期日までに事務組合に納付してください。（納付が遅れますと延滞金を徴収されることがあります。）

労働者の範囲☞（2、3ページ参照）

賃金の範囲☞（4、5ページ参照）

3 備え付けを必要とする帳簿

次の帳簿は、保険料の申告・納付及び雇用保険被保険者に関する諸届を行う場合に必要となります。（保存年限3年）

- ①賃金台帳 ②労働者名簿 ③出勤簿

4 事務組合に連絡すべき事項

- ① 労働者の雇入、退職、転出入又は氏名変更等があったとき
- ② 雇用保険被保険者が60歳に達したとき又は育児休業、介護休業を開始したとき
- ③ 事業所の名称、所在地及び事業の種類又は代表者の変更等があったとき
- ④ 事業主等が労災保険の特別加入を希望するとき及び脱退又は変更があったとき

- ⑤ 有期事業の一括扱いを受けている事業主においては、それぞれ個々の事業を開始したとき
- ⑥ 事業を廃止したとき（「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出も必要です）
- ⑦ その他労働保険の適用徴収にかかる申請、提出及び報告書等に関すること

5 労働保険の保険料率

- ① 労災保険率は、事業の種類ごとに定められています。（12ページ参照）
- ② 雇用保険率は、一般の事業、農林水産・清酒製造の事業、建設の事業の三種類があります。

6 保険料の負担

- ① 労災保険の保険料は、労災保険の趣旨から全額事業主の負担となっています。
雇用保険の保険料は、事業主と被保険者の両方で負担します。
保険料率は、次表のとおりです。（令和7年度から雇用保険率に変更されています）

事業の種類	令和6年度(確定保険料の計算に使用)			令和7年度(概算保険料の計算に使用)		
	令和5年4月1日～令和7年3月31日			令和7年4月1日～		
	雇用 保険料率	負担別		雇用 保険料率	負担別	
		事業主	被保険者		事業主	被保険者
一般の事業	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{14.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{5.5}{1000}$
農林水産・ 清酒製造の事業	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$
建設の事業	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{11}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$

7 労働者の範囲

〔労災保険〕

常用、日雇、パート、アルバイト等の名称及び雇用形態いかにかわらず、事業に雇用される者で、賃金を支払われるすべての労働者が対象になります。

〔雇用保険〕

雇用保険の被保険者とは、雇用保険の適用事業所に雇用される労働者をいい、労働者の意思にかかわらず被保険者となります。

ただし、次の者については、被保険者となりません。

- (ア) 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
- (イ) アルバイト学生等で臨時内職的に雇用される者

8 労働者（被保険者）の具体的範囲の例

- ① 短時間就労者（事業所の一般の労働者より所定労働時間が短く、かつ一週間の所定労働時間が40時間未満の者）

〔労災保険〕

すべて適用されます。

〔雇用保険〕

次の要件すべてにあてはまる場合は原則として被保険者となります。

- (ア) 1週間の所定労働時間が20時間以上
- (イ) 31日以上引き続いて雇用される見込みがあること

※マルチジョブホルダー制度について（令和4年1月1日～）

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計として、適用対象者となる要件を満たす場合は、労働者本人から公共職業安定所に申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険被保険者となることができます。

- ② 事業主と同居している親族

〔労災保険〕

同居の親族以外の一般労働者を使用する事業で、次の条件を満たしていれば適用されます。

- (ア) 事業主の指揮・命令に従っていることが明確であること
- (イ) 始業・終業の時刻、休憩、休日、休暇及び賃金の計算方法、支払方法等が就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。

〔雇用保険〕

原則として被保険者となりません。

ただし、次の条件を満たす者については被保険者となります。

- (ア) 就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われ、その管理が他の労働者と同様であること
- (イ) 事業主の指揮・命令に従っていることが明確であること
- (ウ) 事業主と利益を一にする地位にないこと

- ③ 法人の役員

〔労災保険〕

代表権・業務執行権を有する役員は、対象となりません。

- (ア) 法人の取締役、理事、無限責任社員等の地位にある者であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役、理事、代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱います。
- (イ) 法令又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって、業務執行権を有すると認められる者は、労働者として取り扱いません。
- (ウ) 監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねることができませんので原則として労働者として取り扱いませんが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、労働者として取り扱います。

〔雇用保険〕

原則として被保険者となりません。

取締役で部長・工場長等の職にあつて従業員としての身分があり、給与支払の面から見ても労働者の性格が強く雇用関係が明確な者は、被保険者となります。

注) 保険料の対象となる賃金は、労災保険・雇用保険ともに「報酬」の部分は含まれず、雇用労働者としての「賃金」部分のみです。したがって業務執行権のない取締役（労働者扱いの役員）等の場合、報酬と労働に対する賃金は、明確に区分しておくことが望ましいです。

④ 出向労働者

〔労災保険〕

出向労働者が出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督をうけて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先事業場で適用してください。

〔雇用保険〕

出向元と出向先の2つに雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。

9 賃金の範囲

賃金とは、賃金、給与、手当、賞与などの名称のいかんを問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、一般的には、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものをいいます。労働保険対象賃金は、税金、その他社会保険料等を控除する前の支払総額となります。

また、現物給付については、原則として所定の現金給付の代わりに支給するもの、つまりその支給によって現金支給が減額されるものや労働協約において支給が約束されているものは賃金となります。このような現物給付でも、代金を徴収するものや福利厚生とみなされるものは原則として賃金となりません。

詳細については事務組合又は、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、広島労働局総務部労働保険徴収課までお尋ねください。

賃金総額算入早見表

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	労働協約・就業規則等の定めがあるとなないと問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない(※1)	出張旅費 宿泊費 赴任手当	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当(※2)	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金など)
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	住宅貸与されない者全員に対し(住宅)均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定(休業協定)等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの		

(※1) 在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の勤務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

(※2) 就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

石綿（アスベスト）健康被害救済のための 「一般拠出金」の申告・納付について

2007年（平成19年）4月1日から石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まりました。

「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害を受けられた方及びその遺族で、労災補償の対象とならない方（近隣住民等）の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

1. 対象：労災保険適用事業場の全事業主が対象です

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととしています。

注意：特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

2. 納付方法：労働保険料と併せて申告・納付します

＜納付時期＞

- (1) 労働保険の年度更新手続き時
- (2) 事業終了（廃止）時

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

注意：一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

3. 料率：一般拠出金率は1000分の0.02です

業種を問わず、料率は一律に1000分の0.02です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

4. 一般拠出金の算定方法：

一般拠出金＝確定労災保険料の算定基礎額×一般拠出金率（0.02）

<計算例>

算定基礎額1千万円の場合 → 1千万円 × 0.02/1000＝ 200円

5. 有期事業：

令和7年3月31日までに終了した元請工事のうち、平成19年4月1日以降に開始した事業（工事）を対象に申告・納付します。

- (1) 単独有期事業……………まず、一工事ごとに工事場所を管轄する労働基準監督署に労災保険を申告し、その工事が終了した時に労災保険の確定保険料と併せて申告・納付します。
- (2) 一括有期事業……………年度更新時に申告・納付していただくこととなりますが、平成19年3月31日以前に開始した事業（工事）は対象となりません。

- 平成26年3月31日までの一般拠出金率は0.05/1000です。
- ご不明な点等ございましたら、広島労働局総務部労働保険徴収課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

「賃金等の報告」の記入要領

—総合コンピューター用—

印字された文字が正しいかどうか確認してください

概算の延納

「1.一括納付」「2.分納(3回)」いずれが希望する方を○で囲んでください。

事業の概要

事業又は作業の内容(製品名、製造工程等)を具体的に記入してください。

特掲事業

雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業に該当する場合には1を、該当しない場合には2を○で囲んでください。

- ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く)。
- ② 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水而養殖の事業は除く)。
- ③ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という)。
- ④ 清酒の製造の事業。

令和7年度賃金総額の見込額について

令和7年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合には、1を○で囲んでください。
上記以外の場合には、2を○で囲み、見込額を記入してください。

労災保険

すべての労働者(臨時、日雇、パート等を含む)に対して払った賃金総額(通動手当、賞与等を含む)を記入してください。

A欄…月別支払額の6年4月から7年3月までの賃金総額を円単位で記入してください。
D欄…Aの額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

労災保険の人数欄

各月の人員欄は、各月末(給与締切日がある場合には月末直前の該当給与締切日)の使用労働者数を記入してください。

「1ヵ月平均使用労働者数」欄は、次により算定し記入してください(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)。

ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。

また、平均人数に「賞与人数」は含まれません。

(算式)
各月使用労働者数の合計
÷12月(対象月)※

※年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、成立以後の月数

雇用保険

雇用保険のすべての被保険者(短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者も含む)に対して支払った賃金総額(通動手当、賞与等を含む)を記入してください。

B欄…6年4月から7年3月までの賞与等を含む支払賃金の合計額を記入してください(円単位まで)。
E欄…Bの額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

雇用保険の人数欄

各月の人数欄は、各月末の被保険者数を記入してください。

「1ヵ月平均被保険者数」欄は、次により算定し記入してください(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)。

ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。

また、平均人数に「賞与人数」は含まれません。

(算式)
各月被保険者数の合計
÷12月(対象月)※

※ 年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、成立以後の月数

パートタイマー

(短時間就労者)

事業所の一般の労働者より所定労働時間が短く、なおかつ1週間の所定労働時間が40時間未満の者で、次の要件すべてに当てはまる場合は被保険者となります。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上。
② 31日以上引き続いて雇用される見込みがある。

なお、労災保険はすべて適用となります。

組織様式第5号		労働保険番号		事業の概要		特掲事業	
住所 〒730-0049 広島市中区竹屋町 5-5-0		前年度 3 4 3 0 1 9 9 1 9 0 0 0 2 1 雇用保険事業番号 3 4 0 1 - 2 3 3 4 4 5 - 8		3 事業の概要 パンの焼き 4 特掲事業 1 該当する 2 該当しない		5 前年度賃金見込額 1 前年度と異なる 2 前年度と異なる	
事業場名 竹屋町ベーカリー 株式会社 事業主名 竹谷 琴子		事業場TEL: (TEL)		5 賃納の中間 1 一括納付 2 分納(3回)		令和7年度賃金総額の見込額について	
1. 労務関係(パート・短期雇用労働者を含む)の賃金		2. 雇用保険関係(パート・短期雇用労働者を含む)の賃金		3. 賃金総額		4. 賞与等	
月別		月別		月別		月別	
4月	5	938,200	0	2	123,000	7	1,061,200
5月	5	927,500	0	1	75,000	6	1,002,500
6月	5	929,670	0	1	70,400	6	1,000,070
7月	5	930,005	0	1	71,250	6	1,001,255
8月	5	902,518	0	1	68,000	6	970,518
9月	5	910,490	0	1	72,250	6	982,740
10月	5	931,622	0	1	70,400	6	1,002,022
11月	5	928,774	0	1	75,800	6	1,004,574
12月	5	940,050	0	1	78,200	6	1,018,250
1月	4	750,560	0	1	74,700	5	825,260
2月	4	771,236	0	2	138,200	6	909,436
3月	4	789,760	0	2	132,650	6	922,410
4月	5	1,627,500	0	0	0	5	1,627,500
5月	5	2,256,100	0	0	0	5	2,256,100
合計		14,534,185	0		1,049,850	6	15,584,035
1ヵ月平均使用労働者数		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
14,534		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	
1,049,850		0		1,049,850		15,584	
賞与人数		賞与人数		賞与人数		賞与人数	
0		0		0		0	
合計		0		0		0	
1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均被保険者数		1ヵ月平均賃金		1ヵ月平均賞与	

「賃金等の報告」の記入要領

—手書き用—

事業主の氏名

「事業の名称」、「事業の所在地」及び「事業主の氏名」を記入してください。

事業の概要

事業又は作業の内容（製品名、製造工程等）を具体的に記入してください。⑤業種番号は事務組合にて記入してください。

特掲事業

雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業に該当する場合には1を、該当しない場合には2を○で囲んでください。

- ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く）。
- ② 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く）。
- ③ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（以下「建設の事業」という）。
- ④ 清酒の製造の事業。

概算の延納

分割納付を希望する場合はイを、希望しない場合はロを○で囲んでください。

雇用保険

雇用保険のすべての被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者も含む）に対して支払った賃金総額（通勤手当、賞与等を含む）を記入してください。

⑥欄…6年4月から7年3月までの賞与等を含む支払賃金の合計額を記入してください（円単位まで）。

⑦欄…⑥の額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

雇用保険の人数欄

各月の人数欄は、各月末の被保険者数を記入してください。

「1ヵ月平均被保険者数」欄は、次により算定し記入してください（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）。

ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。また、平均人数に「賞与人数」は含めません。

（算式）
各月被保険者数の合計
÷12月（対象月）※

※ 年度途中で保険関係が成立した事業にあつては、成立以後の月数

パートタイマー （短時間就労者）

事業所の一般の労働者より所定労働時間が短く、なおかつ1週間の所定労働時間が40時間未満の者で、次の要件すべてにあてはまる場合は被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上。
 - ② 31日以上引き続いて雇用される見込みがある。
- なお、労災保険はすべて適用となります。

労働保険料等算定基礎資金等の報告（事業主様）

① 労働保険料等算定基礎資金等の報告（事業主様）		② 事業の概要（具体的に記入してください）		③ 特掲事業	
労働保険料等算定基礎資金等の報告（事業主様）	事業の概要（具体的に記入してください）	特掲事業	イ 該当する	ロ 該当しない	備考
① 事業の名称 労働パーカー 株式会社 丁 730 - 8336	② 事業の概要（具体的に記入してください）	③ 特掲事業	☐	☐	
④ 事業の所在地 広島市中区上八丁場 6-30	③ 事業の概要（具体的に記入してください）	④ 特掲事業	☐	☐	
⑤ 事業主の氏名 代表取締役 労働太郎	④ 特掲事業	⑤ 特掲事業	☐	☐	
⑥ 作成者氏名 労働花子	⑤ 特掲事業	⑥ 特掲事業	☐	☐	

④ 令和6年度 労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金										⑤ 令和6年度 雇用保険対象被保険者数及び賃金									
区分	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 （パートタイマー、アルバイト等）	(3) 臨時労働者	(4) 合計 （(1)+(2)+(3)）	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者 （パートタイマー、アルバイト等）	(7) 合計 （(5)+(6)）	賃金	賞与	合計	賃金	賞与	合計	賞与人数					
令和6年4月	5人	0人	2人	7人	5人	0人	5人	983,200円	0円	983,200円	983,200円	0円	983,200円						
5月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	927,500円	0円	927,500円	927,500円	0円	927,500円						
6月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	929,670円	0円	929,670円	929,670円	0円	929,670円						
7月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	930,005円	0円	930,005円	930,005円	0円	930,005円						
8月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	902,518円	0円	902,518円	902,518円	0円	902,518円						
9月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	910,490円	0円	910,490円	910,490円	0円	910,490円						
10月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	931,822円	0円	931,822円	931,822円	0円	931,822円						
11月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	928,774円	0円	928,774円	928,774円	0円	928,774円						
12月	5人	0人	1人	6人	5人	0人	5人	940,050円	0円	940,050円	940,050円	0円	940,050円						
令和7年1月	4人	0人	1人	5人	4人	0人	4人	750,560円	0円	750,560円	750,560円	0円	750,560円						
2月	4人	0人	2人	6人	4人	0人	4人	771,236円	0円	771,236円	771,236円	0円	771,236円						
3月	4人	0人	2人	6人	4人	0人	4人	789,760円	0円	789,760円	789,760円	0円	789,760円						
賞与等 6年7月	5人	0人	0人	5人	5人	0人	5人	1,627,500円	0円	1,627,500円	1,627,500円	0円	1,627,500円						
6年12月	5人	0人	0人	5人	5人	0人	5人	2,256,100円	0円	2,256,100円	2,256,100円	0円	2,256,100円						
年 月																			
合 計	14,579,185円			1,049,100円	16,628,285円			14,579,185円	0円	14,579,185円			14,579人						

⑥ 令和6年度 賃金総額の見込額				⑦ 令和7年度 賃金総額の見込額			
前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額	前年度と前年度と同額
10,000円	3,650,000円	労働太郎	10,000円	3,650,000円	労働太郎	10,000円	3,650,000円
8,000円	2,920,000円	労働花子	10,000円	3,650,000円	労働花子	10,000円	3,650,000円
5,000円	760,420円	労働町子	令和6年8月31日役員退任				
		労働二郎	7,000円	2,555,000円	労働二郎	7,000円	2,555,000円
		合 計	(①+②) 9,855円				

特別加入者欄

新年度より希望する日額を記入してください（前年度と同額であっても必ず記入してください）。脱退する場合は右結めで「0」と記入してください。新規に加入を希望する場合は氏名、希望する基礎日額を記入してください。

令和7年度賃金総額の見込額について

令和7年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合には、「⑦ 合計」欄に「前年度と同額」と記入し、⑥欄から⑦欄までは記入しないでください。上記以外の場合には、見込額を記入してください。

労災保険率表 (令和7年度は変更はありません)

(令和6年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1000
	25	採石業	37/1000
	26	その他の鉱業	26/1000
	31	水力発電施設、すい道等新設事業	34/1000
建設事業	32	道路新設事業	11/1000
	33	舗装工事業	9/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1000
	38	既設建築物設備工事業	12/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1000
	37	その他の建設事業	15/1000
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。） たばこ等製造業	5.5/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1000
	44	木材又は木製品製造業	13/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	4.5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	17/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1000
	51	非鉄金属精錬業	7/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1000
	53	鋳物業	16/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1000
	55	めっき業	6.5/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
	61	その他の製造業	6/1000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1000
	74	港湾荷役業	12/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道、又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	91	清掃、火葬、又はと畜の事業	13/1000
	93	ビルメンテナンス業	6/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000
	90	船舶所有者の事業	42/1000